

# 加古川市立八幡小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月

## 1 基本方針

この八幡小学校「学校いじめ防止基本方針」は、国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（国の基本方針）、兵庫県いじめ防止基本方針、加古川市いじめ防止基本方針を踏まえ、策定するものである。

### いじめ防止対策推進法第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 いじめの定義

### いじめ防止対策推進法第 2 条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの基本認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいといこで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪、強要罪、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、器物破損罪、強制わいせつ罪、公表罪等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

## 4 いじめ対応の基本的なあり方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する。

### いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに関する相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明をする。

## 5 いじめ防止のための取組

### (1) 未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものであることから、いじめを生まない土壌をつくることが重要であり、児童が安心して生活できる「居場所づくり」や児童の主体的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進めることが、いじめの未然防止につながる。

このことを踏まえ、まず、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度や自尊感情などを養うことにより、好ましい人間関係を構築し、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。次に、周囲との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を育み、全ての児童が活躍できる場面を設けることにより、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

● いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ①学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ②いじめ防止ポスターや人権ポスター、標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚といじめの防止を推進する。
- ④9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
- ⑤道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。

● 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ①児童が主体的に取り組める学習活動を工夫する。
- ②児童の自発的な活動を支える児童会活動を充実する。
- ③縦割り班活動を毎月行い、9月はいじめ防止啓発月間として「なかよし集会」を実施する。
- ④体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

● インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握する。

- ①インターネットトラブル防止講座を開き、保護者にも参加を呼びかけ、人権や情報モラルについて学習を行う。
- ②情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、および児童・保護者への啓発に努める。
- ③インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や子どもの人権110番（法務局）等の専門的な機関と連携し、対応していく。

(2) 早期発見

いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ①「学校生活に関するアンケート（アセス）」、「心の相談アンケート」を年2回実施し、調査後に教育相談週間を設けていじめの早期発見に努める。いじめが疑われる場合には、いじめ対策委員会等を通じて情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ②八幡小学校独自の「生活アンケート」を毎学期初めに実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、生活適応推進委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ③教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談日を周知し、相談しやすい体制を作る。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を深め、心理的、福祉的な視点による支援を行う。

(3) 早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたりるとともに、関係機関と連携協力する。

- ①いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの問題の対応にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告すると共に、いじめの事実が確認できた場合には、双方への早急な対応を行う。
- ③観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。
- ④少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ⑤いじめられている児童だけでなく、全ての児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等とも連携して心のケアを行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑦いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

#### (4) 家庭や地域・関係機関との連携

学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。

- ①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

#### 6 いじめ問題に取り組むための校内組織

##### いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

##### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、当該学級担任教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭、児童支援教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等からなる「いじめ対策委員会」を開催する。

##### (2) 学校生活適応推進委員会

###### ①不登校

欠席日数が多い児童が認められた場合、管理職、主幹教諭、不登校担当教諭、当該学級担任教諭、養護教諭、児童支援教員等で、情報共有や対応についての協議をする。

###### ②生活指導

気になる児童について、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、当該学級担任教諭、養護教諭、児童支援教諭等で情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

#### 7 重大事態への対処

##### 【重大事態の定義】 いじめ防止対策推進法第28条第1項

###### ○生命・心身・財産重大事態（1号事案）

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

###### ○不登校重大事態（2号事案）

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・対象児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

生命・心身又は財産重大事態や、不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 教育委員会を通じて市長に事態発生について速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報する。

#### 8 その他いじめ防止対策に関する重要事項

##### (1) 学校評価を活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを位置付ける。

##### (2) 学校運営協議会を活用

学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- (3) 学校は、「対策プログラム」に基づく取組について「自己点検シート」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。